

全国一斉

解雇・失業・生活相談 ホットライン

労働問題や生活問題に関して、お困りの方へ
無料電話相談を行います。お気軽にお電話ください。

例えばこのような相談に弁護士がお答えします。

- 労災、解雇、残業代が出ない。
- 家賃や住宅ローンが払えない。
- 多重債務に苦しんでいる。
- 生活保護を受けたい。
- 新型コロナウイルスの影響での失業・廃業・給与不支給

労働や生活に関することなら何でもお気軽にどうぞ。弁護士がご相談に応じます。

2020年(令和2年) 11月12日(木)

10時～16時

ロウドウ の フツゴウ



0120-610-225

※相談日に長崎県弁護士会（長崎市栄町1-25-4階）
に設置する臨時電話。通話料無料。携帯・PHSからも
つながります。

※通話が混雑する時は長崎県弁護士会以外（近隣の弁護士会）
につながります。



主催：長崎県弁護士会・日本弁護士連合会

お問い合わせ先 長崎県弁護士会(電話 095-824-3903)